

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成29年3月17日提出

【計算期間】 第18期（自 平成28年6月21日 至 平成28年12月20日）

【ファンド名】 グローバル資源エネルギーファンド

【発行者名】 TORANOTEC投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小山 卓也

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー27階

【事務連絡者氏名】 佐藤 心吾

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー27階

【電話番号】 03 - 6432 - 0782

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主としてカナダの大手運用会社であるRBC Global Asset Management Inc.（以下「RBCグローバル・アセットマネジメント・インク」もしくは「RBC社」といいます。）が運用する外国籍の投資証券を通じて、世界の資源関連企業の株式等へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、ルクセンブルク籍の外国投資法人「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」（以下「Resources Fund」といいます。）の投資証券と国内籍の証券投資信託「FC マネー・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を投資対象ファンドとするファンド・オブ・ファンズです。当ファンドは、これらの投資対象ファンドを通じて実質的な運用を行いません。これらの投資対象ファンドへの投資にあたっては、通常の状態ではResources Fund への投資割合を高位とすることを基本とします。

上記のほか、Resources Fund 以外の外国投資信託または外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するものに投資することがあります。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドの該当する商品分類および属性区分は上記の表中に**網掛け表示**しております。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<商品分類表定義>

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分表定義>

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》<http://www.toushin.or.jp/>

ファンドの特色

ファンドの特色

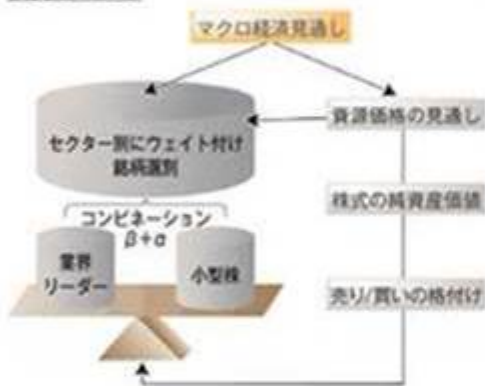
1. 主要投資対象ファンド[※]を通じて、今後ますます需要が増えると予想される資源に関連する「資源関連株」に投資します。

資源関連企業とは、エネルギー並びにエネルギーを除く資源に関連する企業のことをいい、主として、天然資源や、その他の資源の探掘、開発、生産、輸送に、直接あるいは間接的に携わる企業です。（これらの企業の株式を以下、「資源株」または「資源関連株」といいます。）

※ RBC グローバル・アセットマネジメント・インク(以下「RBC 社」といいます。)が運用するルクセンブルク籍の外国投資法人「RBC Funds(Lux) - Global Resources Fund」を「主要投資対象ファンド」といいます。以下同じ。

2. 主要投資対象ファンドは、RBC グローバル・アセットマネジメント・インク(トレント)が運用を担当します。

投資プロセス



- 長期的な資源価格の見通しを確立します。
- どの企業が最も成長性を有しているか、或いは株価に価値があるかを評価します。
- 各企業の資産価値に対するRBCグローバル・アセットマネジメントの株価と現在の市場価値が表す見通しを比較し、買い/売りを決定します。
- RBCグローバル・アセットマネジメントの分析により、想定する資源価格の下で、保有資産量・生産・キャッシュフローにおいて最も成長する可能性を持つ資源株を特定します。RBCグローバル・アセットマネジメントのポートフォリオマネージャーによる資源業界とのコンタクトや収益見通しをモデル化することは、投資機会を特定する際に重要な役割を果たします。また、ポートフォリオマネージャーチームは、対象となる企業の今後の成長がどの程度割引かれた株価となっているかを決定する分析を行います。
- 小型株の選定にあたっては、信頼できる地質学モデルを持ち、かつ資金調達力をもつ、実績ある経営陣を探すことを重視しています。

3. 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

4. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。



※上記のほか、RBC Funds(Lux) - Global Resources Fund 以外の外国投資信託または外国法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するものに投資することがあります。

（ご参考情報）



ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率 (%)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	1.1	15.4	14.6	4.2	3.2	9.3	13.7
最大値	39.4	65.0	60.8	44.7	9.3	34.9	41.6
最小値	△30.5	△22.0	△20.1	△27.9	0.5	△12.3	△7.3

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

[出所：QuickまたはBloombergのデータを基にTORANOTEC投信投資顧問作成]

各資産クラスの指数（詳細は次頁をご参照ください。）

日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株	ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックス（円ベース）
新興国株	ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックス（円ベース）
日本国債	NOMURA-BPI 国債
先進国債	シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債	シティ新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックス（円ベース）

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

資産クラス	対象指数
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
	東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックス（円ベース）
	ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
新興国株	ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックス（円ベース）
	ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
日本国債	NOMURA-EPI 国債
	NOMURA-EPI 国債とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-EPI 国債は野村證券株式会社の知的財産であり、ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
	シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されているインデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権とその他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。
新興国債	シティ新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックス（円ベース）
	シティ新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されているインデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権とその他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。

(2) 【ファンドの沿革】

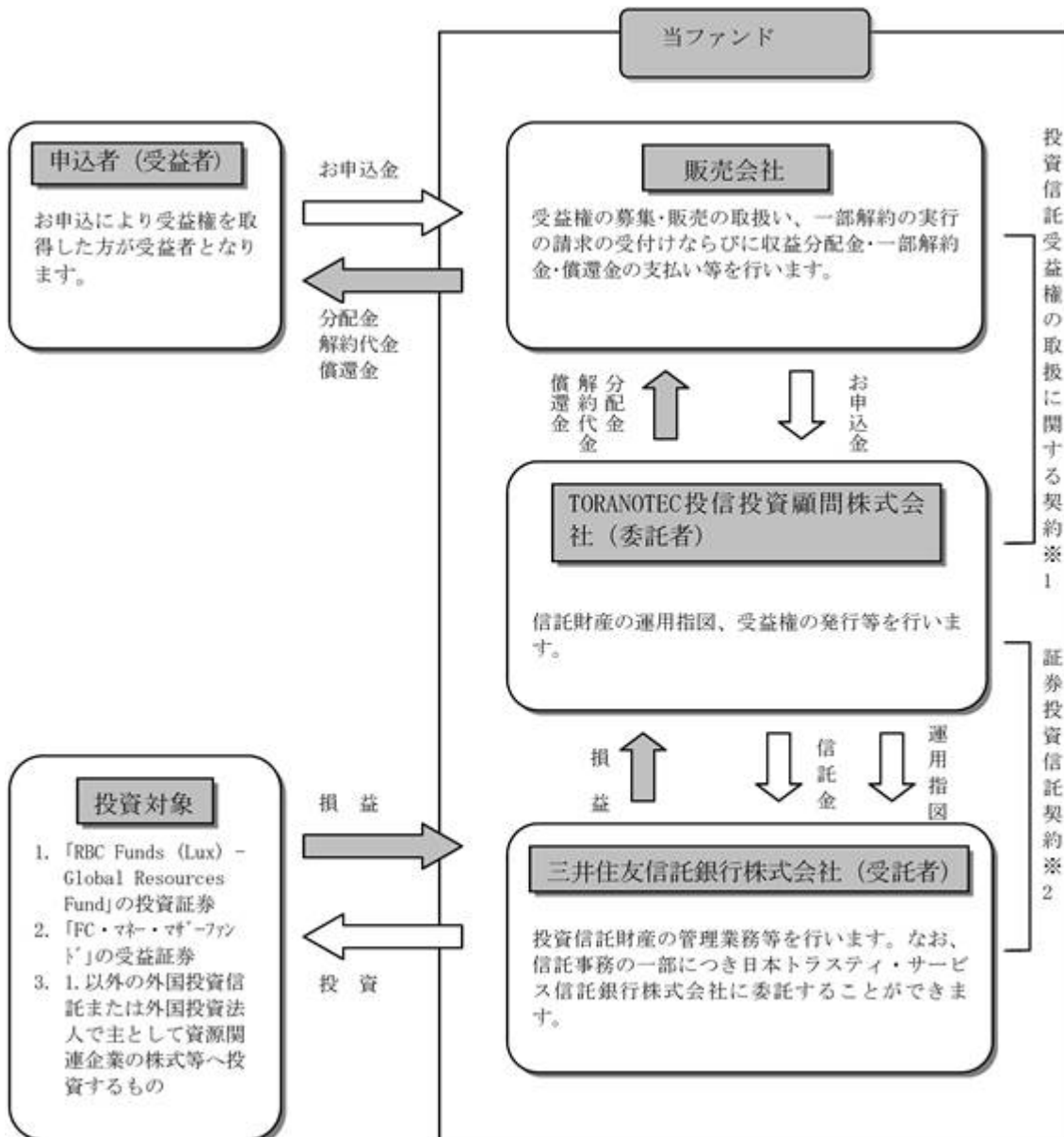
平成19年12月21日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成21年 8月18日 主要投資対象およびファンド名称を「AGF-FC カナダ資源株ファンド」より「グローバル資源エネルギーファンド」に変更

平成29年 1月12日 繰上償還

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託者と販売会社との間において、販売会社が行う受益権の募集販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

2 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において、委託者および受託者の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

委託会社の概況（平成29年1月末日現在）

・ 資本金の額

現在の資本金の額 5億9,430万円

・ 委託会社の沿革

平成10年7月 クォンティス投資顧問株式会社を設立
 平成10年9月 投資顧問業の登録
 平成12年6月 投資一任契約に係る業務の認可を取得
 平成15年8月 商号をプライマリー・アセット・マネジメント株式会社に変更
 平成17年7月 商号をファンドクリエーション投資顧問株式会社に変更
 平成17年9月 商号をファンドクリエーション投信投資顧問株式会社に変更
 平成17年10月 投資信託委託業に係る業務の認可を取得
 平成19年9月 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録
 平成22年4月 商号をばんせい投信投資顧問株式会社に変更
 平成28年12月 商号をTORANOTEC投信投資顧問株式会社に変更

・ 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
TORANOTEC株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー27階	23,372株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

- 1.ルクセンブルク籍の外国投資法人「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」（以下「Resources Fund」といいます。）の投資証券（米ドル建て）
2. 国内籍の証券投資信託「FC マネー・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（円建て）
（当該受益証券は、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。）
また、次の有価証券に投資することがあります。
- 3.上記のほか、Resources Fund以外の外国投資信託または外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するもの

投資態度

- イ. 当ファンドは、主としてカナダの大手運用会社であるRBCグローバル・アセットマネジメント・インクが運用する外国籍の投資証券を通じて、世界の資源関連企業の株式等へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
- ロ. 当ファンドは、Resources Fund とマザーファンドを投資対象ファンドとするファンド・オブ・ファンズです。当ファンドは、これらの投資対象ファンドを通じて実質的な運用を行ないません。これらの投資対象ファンドへの投資にあたっては、通常の状態ではResources Fund への投資割合を高位とすることを基本とします。
- ハ. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ニ. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。
- ホ. 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。
- ヘ. 上記のほか、Resources Fund以外の外国投資信託または外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するものに投資することがあります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

主として投資信託または外国投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券を主要投資対象とします。

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

〔1〕次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

投資対象とする投資信託証券の概要

1. 「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」の投資証券について

ファンド名	ルクセンブルク籍の外国投資法人「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」（以下「Resources Fund」）
形態／表示通貨	ルクセンブルク籍の外国投資法人投資証券／米ドル建て
運用目的	主として世界の資源関連企業の株式等（以下、「資源関連株等」といいます）へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当ファンドは、世界の資源関連株等の銘柄を中心に組入れます。 ・ 当ファンドの運用は、資源株運用で実績のある、RBC社の運用チームが担当します。RBC社は、カナダの大手運用会社です。 ・ 当ファンドの運用プロセスは、まずファンダメンタル調査に基づきます。しかしながら運用担当者は、数量分析要因やテクニカル要因も考慮します。また銘柄選定の意思決定は、究極的には、対象会社、そのビジネスとその見通しの理解に基づきます。 ・ 資源関連企業とは、エネルギー並びにエネルギーを除く資源に関連する企業のことをいい、主として、天然資源や、その他の資源の採掘、開発、生産、輸送に、直接あるいは間接的に携わる企業です。（これら企業の株式を以下、「資源株」または「資源関連株」といいます）。 ・ 上記の目的に沿って、上場株式、未上場株式、債券およびデリバティブ等に投資することがあります。 ・ 市況動向等を勘案し、指数先物・オプション等にて現物株式のヘッジを行うことがあります。 ・ 当ファンドは、オプション、先物、先渡契約やスワップをヘッジ目的とは別に直接投資の代替として使う可能性があります。
関係法人	運用会社：RBC グローバル・アセットマネジメント・インク 管理会社：Dexia Asset Management Luxembourg S.A. 保管会社および管理事務代行会社：RBC Investor Services Bank S.A.
決算日	年1回 毎年10月31日

2. 「FC マネー・マザーファンド」の受益証券について

ファンド名	FC マネー・マザーファンド
形態 / 表示通貨	国内籍の証券投資信託 / 適格機関投資家私募 / 円建て
運用目的	主としてわが国の公社債への投資により、利息収入の確保をめざして運用を行います。 （当該受益証券は、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。）
投資態度	わが国の公社債を中心に安定運用を行います。 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位（a-2格相当）以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
関係法人	委託会社：TORANOTEC投信投資顧問株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
決算日	毎年12月20日（休業日の場合翌営業日）

3. Resources Fund以外の外国投資信託および外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するもの

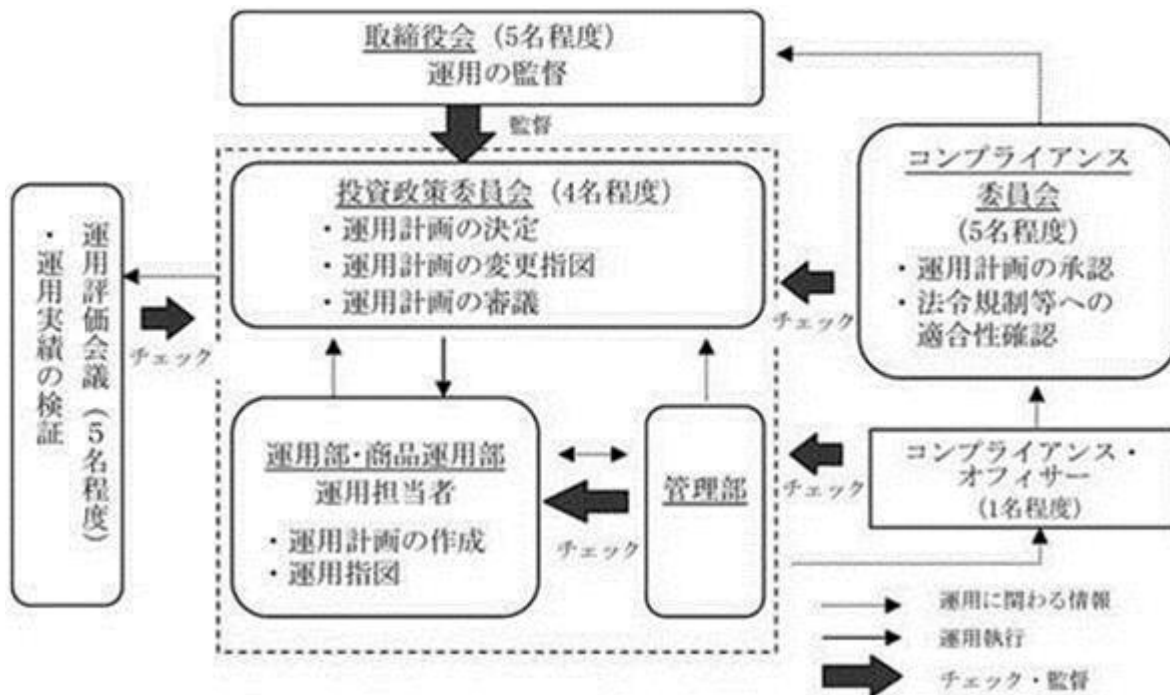
有価証券および金融商品の指図範囲等

- 〔1〕委託者は、信託金を、主としてTORANOTEC投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者としてa. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、b. に掲げる外国投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券、ならびにc. からe. までに掲げる有価証券に投資することを指図することができます。
- a. 国内籍の証券投資信託「FC マネー・マザーファンド」の受益証券（本邦通貨表示）
（当該受益証券は、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。）
 - b. ルクセンブルク籍の外国投資法人「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」の投資証券（米ドル建て）ならびにResources Fund 以外の外国投資信託および外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するもの
 - c. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
 - d. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
 - e. 国債証券、地方債証券、特別の法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 - f. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- なお、a. に定める投資信託ならびにb. に定める外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）および外国投資法人の投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定められるものをいいます。）を「投資信託証券」といいます。また、e. の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）に限り行なうことができるものとします。
- 〔2〕委託者は信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- a. 預金
 - b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - c. コール・ローン
 - d. 手形割引市場において売買される手形
 - e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 〔3〕上記〔1〕の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記〔2〕に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制

当ファンドの運用は、委託会社によって行われ、委託会社の運用体制は以下の通りです。



運用体制は今後変更になる場合があります。

運用の流れ

(1) 運用計画策定

運用計画は、委託者の運用担当者が、部内における市場環境についての討議等を経て様々な情報を得て起案し、投資政策委員会に提出します。取締役会の監督の下、投資政策委員会において運用計画を審議し決定しますが、運用方針等に適合しない場合、運用計画の変更指図をします。投資政策委員会において決定された運用計画は、コンプライアンス委員会において法令、信託約款及び社内規程等への適合性を確認したうえで承認され、運用の執行が行われます。運用の執行においては、法令、信託約款、社内規程等の遵守状況について、管理部、コンプライアンス・オフィサーがチェックを行います。管理部は問題があった場合にはコンプライアンス・オフィサーに報告します。また、運用計画の内容について法令諸規則等への適合性が確認できない場合は、委託者の運用担当者に対して当該運用計画を差戻し、変更指図します。変更指図を受けた運用担当者は、運用方針、法令、信託約款等を確認し、再度運用計画を起案し、投資政策委員会に提出します。

(2) 運用指図

投資政策委員会で決定し、コンプライアンス委員会で承認された運用計画をもとに、運用担当者が売買を指図します。

(3) リスク管理および運用成果のチェック

運用に関わるリスクおよび法令遵守の状況を管理部において日々チェックしており、コンプライアンス・オフィサーおよび運用担当者に報告しています。また、運用実績のチェックは投資政策委員会および運用評価会議において定期的に行ないます。

運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として「投資運用規程」があり、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

(4)【分配方針】

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- 〔1〕 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 〔2〕 分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- 〔3〕 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドの決算日

原則として**毎年6月20日**および**12月20日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として、決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

マザーファンドの受益証券への投資割合

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資割合

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

- 〔1〕委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。
- 〔2〕〔1〕の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 〔3〕〔2〕の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

資金の借入れ

- 〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 〔2〕一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 〔3〕収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 〔4〕借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

《ファンドのもつリスク》

当ファンドは、投資信託受益証券および投資法人投資証券への投資を通じて、主として外国株式や公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。従って、当ファンドは、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

ご投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスク等を十分ご理解のうえお申込みくださいますようお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

< 基準価額の変動要因 >

主な変動要因

資源関連株投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、世界のエネルギー・鉱物資源の開発・採掘等を行う企業の株式を主要投資対象とします。したがって、エネルギー・鉱物資源の市場動向や需要の変動等が、運用成果に影響を与えることがあります。組入れられている株式の株価および配当金の変化によって、当ファンドの基準価額は変動します。

為替変動リスク

当ファンドの基準価額は円建てで表示されます。一方、当ファンドは外貨建ての投資信託証券に投資を行い、当該投資信託証券に対して原則として為替ヘッジを行いません。また、当ファンドが投資する投資信託証券は、外貨建資産に投資を行います。したがって、為替レートの動きに応じて基準価額は上昇または下落します。

カントリー・リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、世界の資源関連企業の株式等に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、基準価額の値動きが大きくなる場合があります。

オプション、先物、その他投資手法のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、証券オプション・先物および指数オプション・先物、通貨オプション、通貨先物、金利スワップ等様々な投資手法を用いることができます。このような投資手法を用いた結果、コストとリスクが伴い、基準価額に影響を与える可能性があります。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほかに株式市場を通じても当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給がないために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが売買しようとする有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<ファンド運営上のリスク>

取得申込・解約申込および買取申込の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付・解約申込の受付および買取申込の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の取得申込の受付・解約申込の受付および買取申込の受付についても取り消す場合があります。

信託の途中終了

当ファンドは一部解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託を終了させる場合があります。

法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

<その他の留意点>

ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

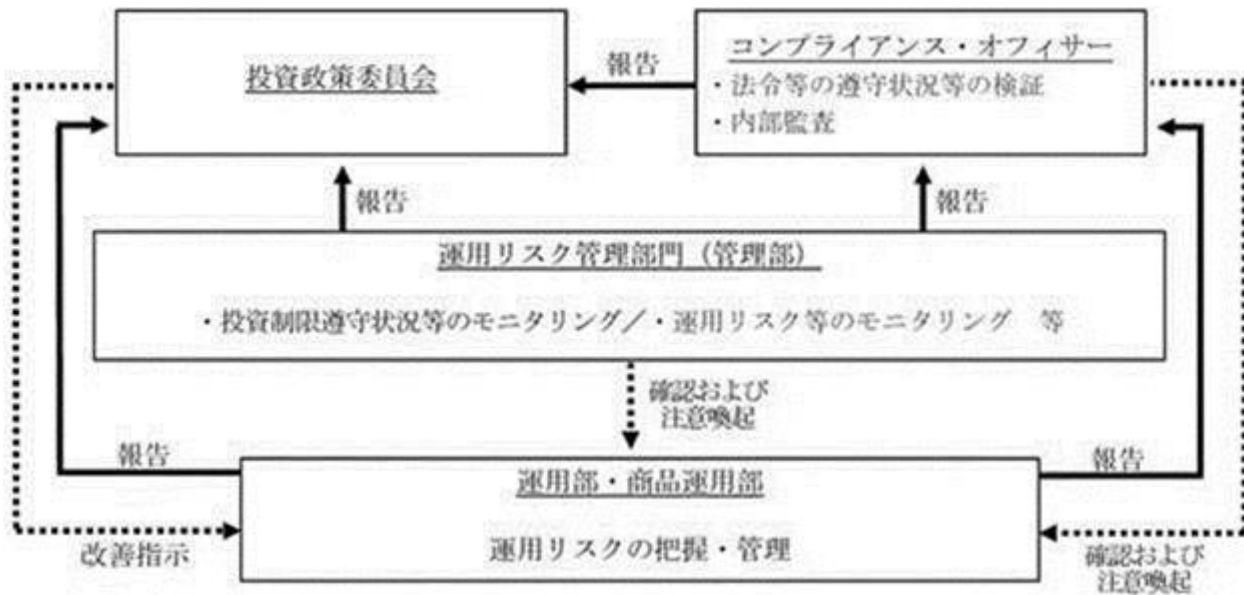
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行う場合があります。従って、当ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり当ファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することとなります。

《リスク管理体制》
運用上のリスク管理



委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部、商品運用部、管理部およびコンプライアンス・オフィサーならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行います。

- 〔1〕委託会社の運用部および商品運用部にて、運用リスク管理を行い、定期的に運用リスク状況を投資政策委員会に報告します。
- 〔2〕委託会社の管理部は、運用リスク等のモニタリングを行い、その結果をコンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会に報告します。
- 〔3〕管理部およびコンプライアンス・オフィサーは、状況に応じて運用部および商品運用部に内容の確認を行います。確認の結果、当ファンドの商品性に合致しないリスクが存在すると認められた場合、運用部および商品運用部に対し注意喚起を行い、投資政策委員会において報告を行います。
- 〔4〕〔3〕による投資政策委員会への報告が行われた場合、投資政策委員会は、速やかに対応策を決定し、改善指示を行います。

上記リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。

収益分配金を再投資する場合には申込手数料は、課されないものとします。

手数料について、詳しくは販売会社または委託会社照会先にお問合せ下さい。

料率上限	役務の内容
3.24%（税抜3.00%）以内	投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社にお支払いいただきます。

また、当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」¹または「償還前乗換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社毎に異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認下さい。

- 1「償還乗換え」とは、取得申込日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。
- 2「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

(2)【換金（解約）手数料】

解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

信託財産留保額

ご解約時に、申込日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除いたします。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入る有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として信託財産に組入れられます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の133.92（1.3392%）（税抜1.24%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、委託会社、販売会社ならびに受託会社との間の配分は以下のとおりとします。

支払先	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.54%（税抜0.50%）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等
販売会社	0.756%（税抜0.70%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
受託会社	0.0432%（税抜0.04%）	ファンド財産の保管管理、委託会社からの指図の実行等

なお、投資対象ファンドの純資産総額に対して上限年率0.75%の管理報酬等が投資対象ファンドより負担されますので、実質的に負担する信託報酬等は、年率2.0892%（税込）程度となります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

ご参考

<投資対象とする投資信託証券にかかる報酬等について>

1. Resources Fundの投資証券

管理報酬：上限年率0.75%

（注）上記のほか、同ファンドに関する租税、設立費用・登録料、監査費用、法律顧問に対する報酬、有価証券の売買や先物取引の際に発生する手数料等の費用等が、同ファンドから支払われます。

当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することはできません。

2. 「FC マネー・マザーファンド」の受益証券

信託報酬：なし

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
借入有価証券に係る品貸料
外貨建資産の保管費用
借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
投資信託財産に関する租税
信託事務の処理に要する諸費用
受託会社の立替えた立替金の利息
その他、以下の諸費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 販売用資料の作成、印刷および交付に係る費用
5. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の費用または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.324%（税抜0.30%）を上限（ただし、変更される場合があります。）とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模を考慮して、期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎年6月と12月に到来する計算期間終了時（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）の翌営業日または信託の終了の時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

当該「その他の手数料等」の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

受益者の負担となる費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税**[収益分配金に関する課税]**

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

[換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税]

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行われます。

《譲渡損失と収益分配金との間の損益通算の特例について》

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得との通算が可能となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の要件があります。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除。

なお、法人の益金不算入制度の適用はありません。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得額（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金については、詳しくは販売会社にお問合わせください。

個別元本について

- 〔1〕追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- 〔2〕受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社にお問合せください。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

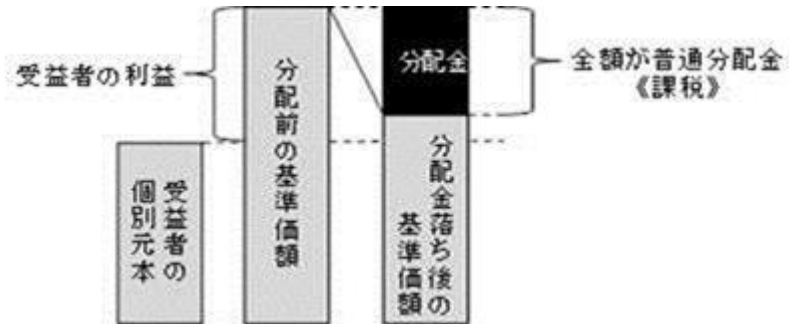
分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

<イメージ図>

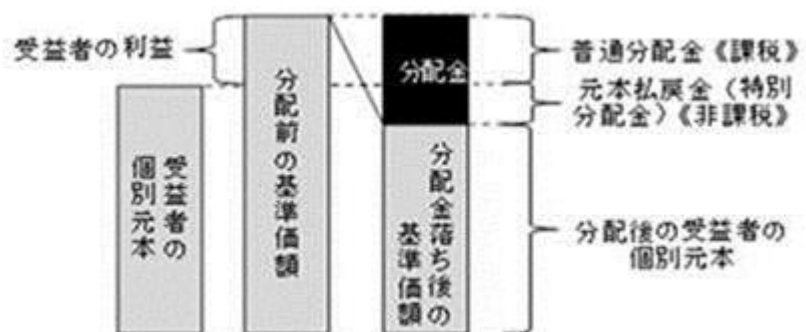
(a.の場合)

- a. 分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。



(b.の場合)

- b. 分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



平成29年1月末日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記（5）課税上の取扱いの内容が変更される場合があります。

- (5)課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成29年1月12日償還日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	191,804,678	100.00
合計（純資産総額）		191,804,678	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成29年1月12日償還日現在及び同日1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額（百万円）		1口当り純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期 2008年 6月20日	3,546	3,546	0.9838	0.9838
第2期 2008年12月22日	1,075	1,075	0.4222	0.4222
第3期 2009年 6月22日	1,459	1,459	0.6371	0.6371
第4期 2009年12月21日	1,012	1,012	0.6598	0.6598
第5期 2010年 6月21日	846	846	0.6992	0.6992
第6期 2010年12月20日	812	812	0.8449	0.8449
第7期 2011年 6月20日	684	684	0.7886	0.7886
第8期 2011年12月20日	510	510	0.6704	0.6704
第9期 2012年 6月20日	401	401	0.5961	0.5961
第10期 2012年12月20日	407	407	0.6989	0.6989
第11期 2013年 6月20日	419	419	0.8090	0.8090
第12期 2013年12月20日	417	417	0.9143	0.9143
第13期 2014年 6月20日	393	401	1.0111	1.0311
第14期 2014年12月22日	300	300	0.9051	0.9051
第15期 2015年 6月22日	288	288	0.9328	0.9328
第16期 2015年12月21日	197	197	0.7079	0.7079
12月末日	199	-	0.7160	-
2016年 1月末日	182	-	0.6598	-
2月末日	168	-	0.6464	-
3月末日	183	-	0.7072	-
4月末日	196	-	0.7535	-
5月末日	199	-	0.7708	-
第17期 2016年 6月20日	184	184	0.7186	0.7186
6月末日	182	-	0.7081	-
7月末日	189	-	0.7408	-
8月末日	197	-	0.7719	-
9月末日	188	-	0.7489	-
10月末日	192	-	0.7651	-
11月末日	205	-	0.8328	-
第18期 2016年12月20日	196	196	0.8887	0.8887
12月末日	193	-	0.8848	-
償還日 2017年 1月12日	192	192	0.884166	0.884166

【分配の推移】

期	1口当り分配金
第1期	0.0000円
第2期	0.0000円
第3期	0.0000円
第4期	0.0000円
第5期	0.0000円
第6期	0.0000円
第7期	0.0000円
第8期	0.0000円
第9期	0.0000円
第10期	0.0000円
第11期	0.0000円
第12期	0.0000円
第13期	0.0200円
第14期	0.0000円
第15期	0.0000円
第16期	0.0000円
第17期	0.0000円
第18期	0.0000円
第19期	0.0000円

【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	1.6
第2期	57.1
第3期	50.9
第4期	3.6
第5期	6.0
第6期	20.8
第7期	6.7
第8期	15.0
第9期	11.1
第10期	17.2
第11期	15.8
第12期	13.0
第13期	12.8
第14期	10.5
第15期	3.1
第16期	24.1
第17期	1.5
第18期	23.7
第19期	0.5

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

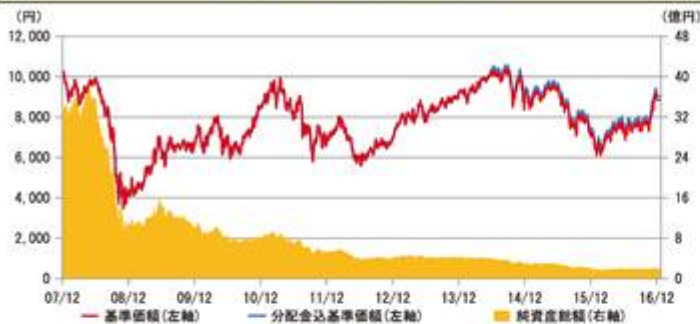
(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	4,254,591,213	649,988,556	3,604,602,657
第2期	102,892,173	1,162,004,783	2,545,490,047
第3期	397,435,195	652,295,301	2,290,629,941
第4期	16,845,063	774,080,271	1,533,394,733
第5期	38,014,640	362,105,089	1,209,304,284
第6期	7,547,692	255,465,568	961,386,408
第7期	90,189,625	183,675,152	867,900,881
第8期	12,878,683	120,323,334	760,456,230
第9期	18,396,349	105,857,768	672,994,811
第10期	2,985,394	93,414,799	582,565,406
第11期	18,234,025	83,320,629	517,478,802
第12期	8,112,789	69,523,077	456,068,514
第13期	4,198,954	71,378,328	388,889,140
第14期	1,732,283	58,653,909	331,967,514
第15期	1,999,974	25,594,196	308,373,292
第16期	1,222,210	30,952,771	278,642,731
第17期	946,302	22,304,212	257,284,821
第18期	824,404	37,781,221	220,328,004
第19期	6,033	3,401,066	216,932,971

(参考資料) 運用実績 2017年1月12日時点

3.運用実績(2017年1月12日償還日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後です。
 ※分配金込み基準価額は、税引き前分配金を単純に合算したものです。

分配の推移

決算日	分配金
2014年12月	0円
2015年 6月	0円
2015年12月	0円
2016年 6月	0円
2016年 12月	0円
設定来累計	200円

※上記分配金は、1万口当り、税引き前です。

〈基準価額・純資産総額〉

基準価額	8,841円66銭
純資産総額	1.9億円

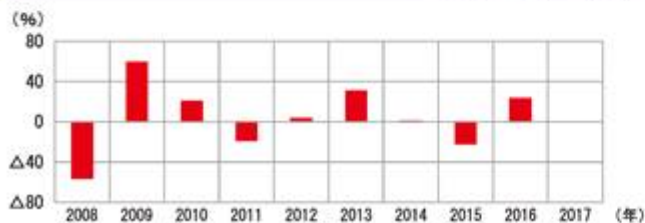
※上記の基準価額は償還価額です。

主要資産の状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
現金・預金・その他資産(負債控除後)	—	191,804,678	100.00
合計(純資産総額)		191,804,678	100.00

※償還日現在、有価証券等の組入れはございません。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※2007年は設定時(12月21日)から年末までの収益率を表示しております。

※2017年は年初から1月12日(償還日)までの収益率を表示しております。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
 ※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、表紙に記載のホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。取得申込の受付については、午後3時まで、取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、買付の申込みができません。（申込不可日については、下記照会先または販売会社にてご確認ください。）

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、委託会社照会先までお問合せ下さい。

申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

当ファンドは、平成28年12月16日実施の書面決議において信託の終了（繰上償還）が決定したため、平成29年1月12日に繰上償還いたしました。

委託会社照会先

TORANOTEC投信投資顧問株式会社

お電話によるお問合せ先

電話番号 03 - 6432 - 0782

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.toranotecasset.com/>

販売の単位は、「分配金受取コース」の場合は1万口以上1口単位または1円以上1円単位、「分配金再投資コース」の場合は1円以上1円単位とします。ただし、「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社によっては、「積立投資契約」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込み頂けます。

申込単位は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社へお問合せください。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買付のお申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた買付のお申込みの受け付けを取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問合せください。販売会社については、委託会社照会先までお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合には申込手数料は課されないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1. 解約手続き

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、換金の申込みができません。（申込不可日については、申込（販売）手続き同様、委託会社照会先または販売会社にてご確認ください。）

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの規模、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドは、平成28年12月16日実施の書面決議において信託の終了（繰上償還）が決定したため、平成29年1月12日に繰上償還いたしました。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

受益者が の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払います。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記 の規定に準じて計算された価額とします。

一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問合せ下さい。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問合せいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

換金の費用や税金については「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」もご参照ください。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2. 買取手続き

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社に買取の実行を請求することができます。

販売会社は、受益者の請求があるときには、その受益権を買取ります。

買取請求の受け付けについては、午後3時まで、買取請求のお申込みが行われ、かつその買取請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、換金の申込みができません。（「申込不可日」については、申込（販売）手続き同様、委託会社照会先または販売会社にてご確認ください。）

買取請求受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

受益者からの買取請求による販売会社の受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、課税対象者（当該買取りを行う販売会社）に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額となります。（当該課税対象者に係る源泉徴収税額に相当する金額は、免除されることがあります。）詳細は販売会社にお問合せ下さい。

買取請求の一定金額を超える場合の制限、受付中止、代金の支払い等については、「 解約手続き」と同様です。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・「Resources Fund」の投資証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・「FC マネー・マザーファンド」の受益証券：計算日の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

なお、基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問合せ下さい。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問合せいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。（平成19年12月21日設定）

当ファンドは、平成28年12月16日実施の書面決議において信託の終了（繰上償還）が決定したため、平成29年1月12日をもって信託期間が終了しました。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年6月20日まで、および6月21日から12月20日までとします。

なお、上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記「(5)その他」「ファンドの繰上償還条項」等による信託終了の日までとします。

(5)【その他】

ファンドの繰上償還条項

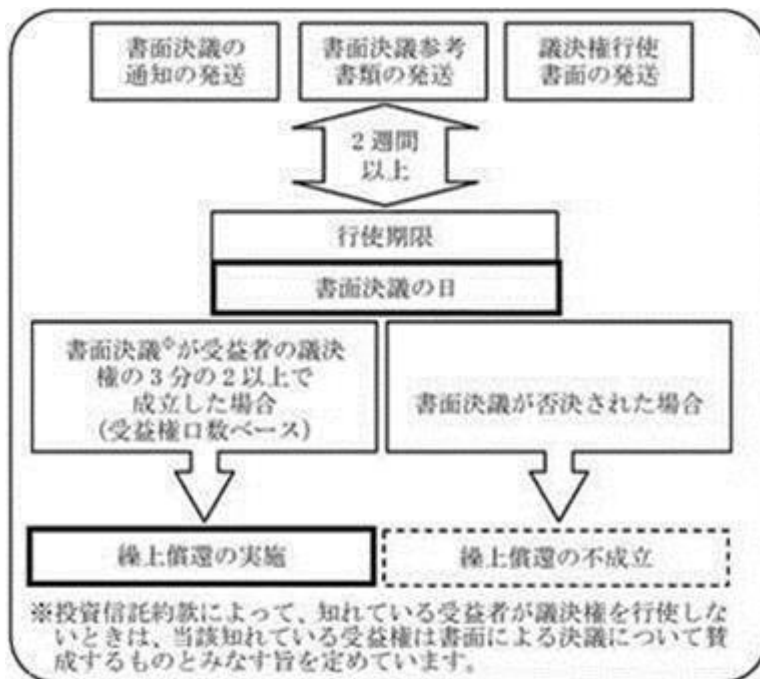
委託者は、信託財産契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回るようになった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

信託期間の終了

- 委託者は、上記「ファンドの繰上償還条」にしたがい信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- b. 上記a.の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- c. 上記a.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- d. 上記a.からc.までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、a.からc.までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。
- e. 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- f. 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- 上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「投資信託約款の変更等」のd.の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<イメージ図>

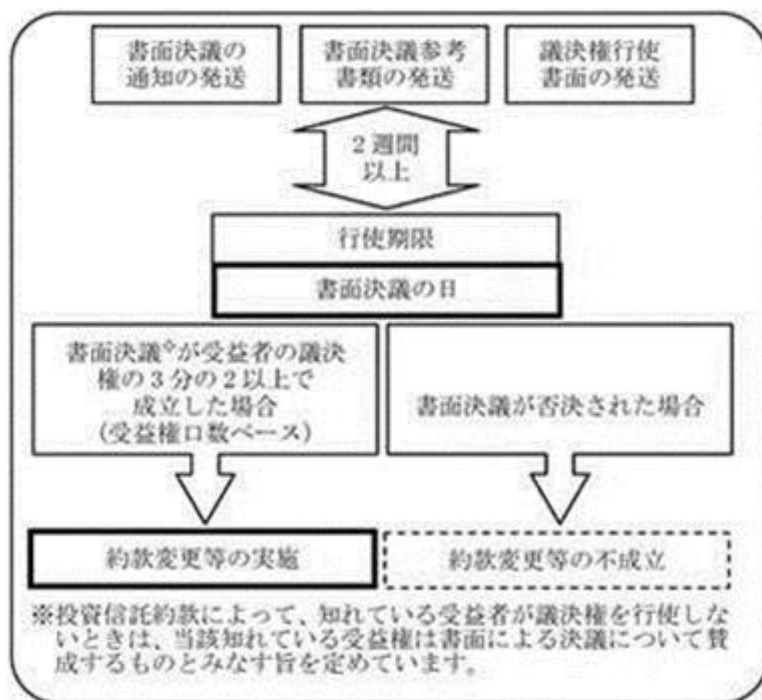


投資信託約款の変更等

- a. 受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款はa.からg.に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託者は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記b.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

<イメージ図>



運用報告書

- 1.当ファンドについて、委託者は、計算期間の終了毎および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、原則として販売会社を通じて当該信託財産に係る知っている受益者に交付します。
- 2.また、委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
（委託会社のホームページアドレス） <http://www.toranotecasset.com/>
- 3.前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「投資信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- b. 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または重大な約款変更等を行う場合には、書面決議において当該繰上償還または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。上記の規定は、受益者が、自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が、後述「4 受益者の権利等 一部解約請求権」の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

公告

1. 委託者が受益者に対してする公告は、次のアドレスに掲載します。

<http://www.toranotecasset.com/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金請求権

- 〔1〕収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。
- 〔2〕上記の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 〔3〕受益者が、収益分配金については、上記〔1〕に記載する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

一部解約請求権

- 〔1〕受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位の販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。
- 〔2〕一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社および登録金融機関において受益者に支払います。

償還金請求権

- 〔1〕償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- 〔2〕受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間（平成28年6月21日から平成28年12月20日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

グローバル資源エネルギーファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期計算期間末 平成28年6月20日現在	第18期計算期間末 平成28年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,185,287	23,364,988
投資証券	173,104,407	179,095,676
親投資信託受益証券	10,138,175	135,906
流動資産合計	186,427,869	202,596,570
資産合計	186,427,869	202,596,570
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	5,169,860
未払受託者報酬	39,753	41,907
未払委託者報酬	1,194,177	1,258,773
その他未払費用	298,467	314,609
流動負債合計	1,532,397	6,785,149
負債合計	1,532,397	6,785,149
純資産の部		
元本等		
元本	257,284,821	220,328,004
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	72,389,349	24,516,583
（分配準備積立金）	25,818,065	22,074,949
元本等合計	184,895,472	195,811,421
純資産合計	184,895,472	195,811,421
負債純資産合計	186,427,869	202,596,570

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期計算期間		第18期計算期間	
	自	平成27年12月22日 至 平成28年6月20日	自	平成28年6月21日 至 平成28年12月20日
営業収益				
受取利息		45		-
有価証券売買等損益		27,403,364		24,002,493
為替差損益		23,973,960		20,018,342
営業収益合計		3,429,449		44,020,835
営業費用				
支払利息		699		1,435
受託者報酬		39,753		41,907
委託者報酬		1,194,177		1,258,773
その他費用		298,467		314,609
営業費用合計		1,533,096		1,616,724
営業利益又は営業損失（ ）		1,896,353		42,404,111
経常利益又は経常損失（ ）		1,896,353		42,404,111
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,896,353		42,404,111
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		833,795		5,006,167
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		81,381,084		72,389,349
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,553,916		10,663,997
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,553,916		10,663,997
剰余金減少額又は欠損金増加額		292,329		189,175
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		292,329		189,175
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		72,389,349		24,516,583

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第18期計算期間 自 平成28年 6月21日 至 平成28年 12月20日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資証券及び親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)外国為替予約取引 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価して おります。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への 換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国 における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算して おります。
3 収益及び費用の計上基準	(1)有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4 その他	(1)当ファンドの計算期間は、平成28年6月21日から平成28年12月20日ま でとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第17期計算期間末 平成28年 6月20日現在	第18期計算期間末 平成28年12月20日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 257,284,821口	1 計算期間の末日における受益権の総数 220,328,004口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定 する額 元本の欠損 72,389,349円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定 する額 元本の欠損 24,516,583円
3 計算期間の末日における1単位当りの純資産の額 1口当り純資産額 0.7186円 (10,000口当り純資産額 7,186円)	3 計算期間の末日における1単位当りの純資産の額 1口当り純資産額 0.8887円 (10,000口当り純資産額 8,887円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期計算期間 自 平成27年 12月22日 至 平成28年 6月20日	第18期計算期間 自 平成28年 6月21日 至 平成28年 12月20日
1 分配金の計算過程 該当事項はございません。	1 分配金の計算過程 該当事項はございません。

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第17期計算期間 自 平成27年 12月22日 至 平成28年 6月20日	第18期計算期間 自 平成28年 6月21日 至 平成28年 12月20日
<p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「金利変動リスク」などの「市場リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」にさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部、商品運用部、管理部およびコンプライアンス・オフィサーならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行っております。 市場リスクについては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクについては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクについては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第17期計算期間 自 平成27年 12月22日 至 平成28年 6月20日	第18期計算期間 自 平成28年 6月21日 至 平成28年 12月20日
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 投資証券及び親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 投資証券及び親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第17期計算期間 自 平成27年 12月22日 至 平成28年 6月20日	第18期計算期間 自 平成28年 6月21日 至 平成28年 12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第17期計算期間 自 平成27年 12月22日 至 平成28年 6月20日	第18期計算期間 自 平成28年 6月21日 至 平成28年 12月20日
該当事項はございません。	委託会社は、平成28年11月11日に信託約款第41条第1項の規定に基づき、当ファンドの繰上償還の手続きを進めることを決定し、当ファンドは、法令・規則に則った手続きを経て平成29年1月12日に繰上償還いたしました。

(その他の注記)

1 元本の移動

第17期計算期間 自 平成27年 12月22日 至 平成28年 6月20日	第18期計算期間 自 平成28年 6月21日 至 平成28年 12月20日
期首元本額 278,642,731円	期首元本額 257,284,821円
期中追加設定元本額 946,302円	期中追加設定元本額 824,404円
期中一部解約元本額 22,304,212円	期中一部解約元本額 37,781,221円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第17期計算期間 自 平成27年 12月22日 至 平成28年 6月20日	第18期計算期間 自 平成28年 6月21日 至 平成28年 12月20日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	27,917,338	19,058,408
親投資信託受益証券	2,011	285
合計	27,915,327	19,058,123

3 デリバティブ取引関係

第17期計算期間（自 平成27年12月22日 至 平成28年6月20日）

該当事項はございません。

第18期計算期間（自 平成28年6月21日 至 平成28年12月20日）

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成28年12月20日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

（平成28年12月20日現在）

種類	銘柄	総口数(口)	評価額	備考
投資証券(米ドル)	RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund	13,306.723	1,528,380.920	
小計	銘柄数：1	13,306.723	1,528,380.920	
			(179,095,676)	
	組入時価比率：91.46%		99.92%	
親投資信託受益証券(円)	FC・マネー・マザーファンド	135,069	135,906	
小計	銘柄数：1	135,069	135,906	
			(135,906)	
	組入時価比率：0.06%		0.08%	
合計(円)			179,231,582	

(注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

当ファンドは、ルクセンブルク籍の外国投資法人「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」の投資証券（米ドル建て）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資証券は同外国投資信託のクラス0投資証券であります。

また、当ファンドは、「FC・マネー・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同ファンドの状況は次の通りです。

尚、以下に記載した情報は新日本有限責任監査法人の監査の対象外です。

1 「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」の内容

同ファンドは平成28年4月30日に中間計算期間が終了しており、作成された財務諸表は公認会計士により財務諸表監査を受けておりませんが、参考情報として掲載いたします。以下に記載した「貸借対照表」、「損益計算書」および「組入有価証券明細」は、委託会社において抜粋・翻訳したものです。以下の内容は全てのクラスに共通です。

貸借対照表（平成28年4月30日現在）

（単位：米ドル）

資産の部	
有価証券（評価額）	15,129,529
預金	655,922
未収入金	178,756
未収払込金	44,973
未収利息及び未収配当金	7,973
為替予約未実現利益	254,896
その他資産	591,440
資産合計	16,863,489
負債の部	
未払金	227,680
未払解約金	5,860
未払管理報酬及びその他未払費用	747,959
その他負債	106
負債合計	981,605
純資産合計	15,881,884

損益計算書（自 平成27年11月1日 至 平成28年4月30日）

（単位：米ドル）

期首純資産総額	14,713,149
収益	
受取配当金	102,188
収益合計	102,188
費用	
管理報酬	54,797
支払利息	97
その他費用	14,305
費用合計	69,199
投資純利益又は純損失（ ）	32,989
投資	1,445,153
為替予約	480,183
外国為替	27,012
当期実現純利益又は純損失（ ）	1,919,359
未実現評価益又は評価損（ ）	
投資	2,530,400
為替予約	160,409
営業純利益又は純損失（ ）	771,450
投資証券資本の変動	
追加設定元本	2,958,187
一部解約元本（ ）	2,536,404
分配金	24,498
期末純資産総額	15,881,884

組入有価証券明細（平成28年4月30日現在）

銘柄	株数	評価額	比率
	株	米ドル	%
Chemicals			
Agrium Inc	3,600	310,739	1.95
Akzo Nobel Nv(EUR 2)	3,054	216,485	1.36
Albemarle Corp	1,100	72,776	0.46
Croda Intl Plc	10,864	479,191	3.02
Dow Chemical Co	6,733	354,223	2.23
Ecolab Inc	4,264	490,275	3.09
Nitto Denko Corp	1,600	90,262	0.57
	Chemicals合計	2,013,951	12.68
Construction, Building Material			
Heidelbergcement Ag	2,631	233,811	1.47
Martin Marietta Materials Inc	1,100	186,153	1.17
Sherwin-williams Co	278	79,872	0.51
	Construction, Building Material合計	499,836	3.15
Electronic Semiconductor			
First Solar Inc	1,302	72,704	0.46
Sun Power	2,600	52,364	0.33
	Electronic Semiconductor合計	125,068	0.79
Forest Products and Paper Industry			
Interfor Corporation Common	17,200	149,810	0.94
Louisiana-pacific Corp	8,900	151,300	0.95
Smurfit Kappa Group Plc	2,301	61,011	0.38
Westrock Co	2,900	121,365	0.77
	Forest Products and Paper Industry合計	483,486	3.04
Holding and Finance Companies			
Laredo Petroleum Inc	13,100	159,558	1.00
Petra Diamonds Ltd	61,369	106,081	0.67
	Holding and Finance Companies合計	265,639	1.67
Mechanics, Machinery			
Fmc Technologies Inc	2,700	82,323	0.52
	Mechanics, Machinery合計	82,323	0.52

銘柄	株数	評価額	比率
	株	米ドル	%
Mines, Heavy Industries			
Dominion Diamond Corp	6,800	78,228	0.49
First Quantum Minerals Ltd	13,600	116,066	0.73
Hudbay Minerals Inc	19,200	95,954	0.60
Mountain Province Diamonds Inc	36,400	155,178	0.98
Semafo Inc	36,700	163,781	1.03
Tahoe Resources Inc	17,700	250,394	1.58
Teck Resources / -B-	18,500	226,856	1.43
Mines, Heavy Industries合計		1,086,457	6.84
Non-Ferrous Metals			
Rio Tinto Plc /Reg	12,500	421,250	2.65
Non-Ferrous Metals合計		421,250	2.65
Packaging and Container Industry			
Ball Corp	2,100	149,898	0.94
Packaging Corp of America	3,100	201,128	1.27
Packaging and Container Industry合計		351,026	2.21
Petrol			
Anadarko Petroleum. Corp	7,800	411,528	2.59
Baytex Energy Corp	14,800	75,855	0.48
Cabot Oil+Gas Inc./Cl.	16,261	380,507	2.40
Cimarex Energy Co	1,100	119,768	0.75
Concho Resources Inc	3,555	412,984	2.60
Continental Resources Inc	14,114	525,888	3.31
Diamondback Energy Inc Shs	3,700	320,346	2.02
Eni Spa Roma	18,100	294,378	1.85
EOG Resources Inc	3,896	321,888	2.03
Exxon Mobil Corp	8,321	735,576	4.63
Galp Energia Sgps Sa -B- Shrs	12,100	166,236	1.05
Halliburton Co	11,762	485,888	3.06
Helmerich & Payne	1,983	131,116	0.83
Newfield Exploration Co	9,400	340,750	2.14
Parex Resources Inc	24,500	245,860	1.55
Patterson Uti Energy Inc	4,200	82,950	0.52
Pioneer Natural Resources Co	2,065	342,997	2.16
Seven Generations Energy Ltd	30,300	534,592	3.37
Statoil Asa	8,300	146,676	0.92
Suncor Energy Inc	16,784	493,497	3.11
Tesoro Corp	500	39,845	0.25
Total Sa	20,576	1,035,286	6.52
Valero Ener. Corp	1,900	111,853	0.70
Petrol合計		7,756,264	48.84

銘柄	株数	評価額	比率
	株	米ドル	%
Pharmaceuticals and Cosmetics			
Intl Flavors & Fregrance	3,069	366,653	2.31
Pharmaceuticals and Cosmetics合計		366,653	2.31
Precious Metals			
Detour Gold Corporation	11,000	236,316	1.49
Endeavour Mining Corporation	10,400	140,233	0.88
Lundin Mining Corp	40,100	157,826	0.99
Nexgen Energy Ltd Shs	186,400	334,824	2.11
Torex Gold res	84,600	150,613	0.95
True Gold Mining Shs	31,500	16,849	0.11
Precious Metals合計		1,036,661	6.53
Public Services			
Borex Inc -A-	6,000	78,700	0.49
Eq	6,930	485,793	3.06
Northland Power	4,600	76,422	0.48
Public Services合計		640,915	4.03
Total		15,129,529	95.26

(注) 比率は組入時価の純資産に対する比率であります。

2 「FC・マネー・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 《貸借対照表》

対象年月日	平成28年12月20日現在
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	135,900
流動資産合計	135,900
資産合計	135,900
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	135,069
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	831
元本等合計	135,900
純資産合計	135,900
負債・純資産合計	135,900

(2) 《注記表》

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はございません。

(その他の注記)

平成28年12月20日現在		
1	本報告書における開示対象ファンドの期首	平成28年6月21日
	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	10,054,721円
	期首より平成28年12月20日までの期中追加設定元本額	- 円
	期首より平成28年12月20日までの期中一部解約元本額	9,919,652円
	同期末元本額	135,069円
	同期末元本額の内訳*	
	グローバル資源エネルギーファンド	135,069円
2	同計算期間の末日における1単位当りの純資産の額	
	1口当りの純資産額	1.0062円
	(10,000口当りの純資産額)	10,062円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 《附属明細表》

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成28年12月20日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券（平成28年12月20日現在）

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成29年1月12日償還日現在
資産総額	192,016,457円
負債総額	211,779円
純資産総額（ - ）	191,804,678円
発行済数量	216,932,971口
1 単位当り純資産額（ / ）	0.884166円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を継承するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成29年1月末日現在）

現在の資本金の額	5億9,430万円
会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	23,372株

直近5カ年における主な資本の額の増減：

平成24年 3月29日	資本金	514.5百万円に増資
平成25年 3月28日	資本金	522百万円に増資
平成26年 9月30日	資本金	542百万円に増資
平成26年11月21日	資本金	552百万円に増資
平成27年 3月31日	資本金	557百万円に増資
平成27年 6月25日	資本金	562百万円に増資
平成27年 9月30日	資本金	567百万円に増資
平成27年12月25日	資本金	574.5百万円に増資
平成28年 7月21日	資本金	582百万円に増資
平成28年10月28日	資本金	594.3百万円に増資

(2) 委託会社の機構（本書提出日現在）

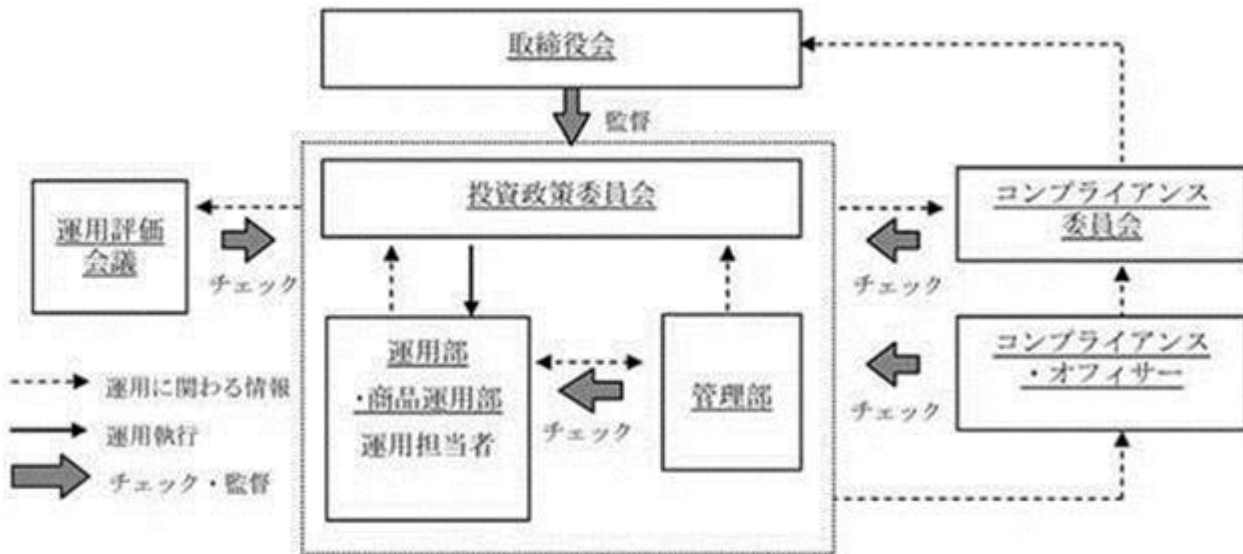
会社の意思決定機構

取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務に関する重要事項を決定します。

（組織図）



投資運用の意思決定機構



（取締役会）

- ・運用担当取締役および「コンプライアンス委員会」「運用評価会議」からの運用に関する報告を受け、また必要に応じ各部より報告を徴収して運用全体を管理監督いたします。

（投資政策委員会）

- ・代表取締役社長に加え、運用部門担当取締役、調査部門担当取締役、管理部門担当取締役、運用部長、商品運用部長、コンプライアンス・オフィサーにより構成されます。
- ・運用担当者が作成した運用計画、決算・配当政策、運用実績を審議し、決定したうえで、コンプライアンス委員会へ付議します。

（コンプライアンス委員会、コンプライアンス・オフィサー）

- ・投資政策委員会において決定された運用計画等を審議し、法令諸規則等の適合性を確認し、承認します。
- ・適合性が確認できない場合、運用担当者（計画立案者）に変更指図を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは投資政策委員会に必ず出席し、審議経過について必要と認める場合、その議案の審議を中止させることができます。

（運用部）

- ・投資政策委員会およびコンプライアンス委員会において審議し決定された運用計画の実行およびモニタリングをします。
- ・運用報告書を作成します。

（運用評価会議）

- ・代表取締役社長に加え、全取締役、運用部長、商品運用部長、コンプライアンス・オフィサーにより構成されます。
- ・各ファンドの運用実績（パフォーマンス）に関して、パフォーマンスの要因分析等を通じて、何らかの問題点や改善すべき点がないかどうか、検証します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は平成29年1月末日現在、次の通りです。但し、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額 [百万円]
追加型株式投資信託	1	573
合計	1	573

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるTORANOTEC投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第18期事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表については、かがやき監査法人により監査を受けております。
また、第19期事業年度に係る中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の中間財務諸表については、かがやき監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金			60,574		61,720
前払費用			2,150		2,067
未収委託者報酬			7,631		5,089
未収収益	1		7,281		6,751
立替金			6,108		5,682
その他			544		157
貸倒引当金			3,915		3,003
流動資産計			80,375		78,465
固定資産					
有形固定資産					
建物		2,204		2,204	
減価償却累計額		1,492	711	1,704	499
器具備品		9,772		9,772	
減価償却累計額		8,802	970	9,306	466
有形固定資産計			1,682		965
無形固定資産					
電話加入権			288		288
無形固定資産計			288		288
固定資産計			1,970		1,253
資産合計			82,346		79,718

		前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			2,872		1,616
未払金					
未払手数料	1		3,133		2,387
その他未払金	1		5,168		4,137
未払費用			6,368		4,181
未払法人税等			2,040		1,616
賞与引当金			3,032		2,729
流動負債計			22,616		16,668
負債合計			22,616		16,668
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			557,000		574,500
資本剰余金					
資本準備金		317,000		334,500	
その他資本剰余金		1,465		1,465	
資本剰余金計			318,465		335,965
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		815,736		847,415	
利益剰余金計			815,736		847,415
株主資本合計			59,729		63,049
純資産合計			59,729		63,049
負債純資産合計			82,346		79,718

(2)【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		64,513		39,828	
投資顧問料	1	58,852		70,787	
その他営業収益	1	5,555		5,555	
営業収益計			128,921		116,171
営業費用					
支払手数料	1	21,825		13,621	
広告宣伝費	1	2,310			
受益証券発行費		248		245	
調査費					
調査費		904		700	
委託調査費		6,925		5,825	
委託計算費		38,213		37,353	
営業雑経費					
通信費		1,380		1,383	
協会費		1,112		1,034	
諸会費		1,989		1,996	
貸倒引当金繰入額		3,407		3,000	
その他営業雑経費		3,826		4,258	
営業費用計			82,142		69,418
一般管理費					
給料					
役員報酬		11,100		14,400	
給料・手当		50,495		39,828	
賞与		8,791		2,636	
賞与引当金繰入額		2,939		2,688	
交際費		275			
旅費交通費		375		249	
租税公課		2,256		2,888	
不動産賃借料	1	10,477		8,804	
固定資産減価償却費		921		717	
諸経費	1	18,356		15,820	
一般管理費計			105,989		88,032
営業利益又は損失()			59,210		41,279

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業外収益					
受取利息		24		9	
雑益		4		2	
営業外収益計			28		12
営業外費用					
株式交付費		245		122	
雑損失		71			
営業外費用計			316		122
經常利益又は損失()			59,498		41,389
特別利益					
受贈益	1			10,000	
特別利益計					10,000
特別損失					
和解金		102,511			
特別損失計			102,511		
税引前当期純利益又は純損失()			162,009		31,389
法人税、住民税及び事業税			950		290
当期純利益又は純損失()			162,959		31,679

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	522,000	557,000
当期変動額		
新株の発行	35,000	17,500
当期変動額合計	35,000	17,500
当期末残高	557,000	574,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	282,000	317,000
当期変動額		
新株の発行	35,000	17,500
当期変動額合計	35,000	17,500
当期末残高	317,000	334,500
その他資本剰余金		
当期首残高	1,465	1,465
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	1,465	1,465
資本剰余金合計		
当期首残高	283,465	318,465
当期変動額		
新株の発行	35,000	17,500
当期変動額合計	35,000	17,500
当期末残高	318,465	335,965
利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	652,776	815,736
当期変動額		
当期純利益又は純損失()	162,959	31,679
当期変動額合計	162,959	31,679
当期末残高	815,736	847,415
株主資本合計		
当期首残高	152,689	59,729
当期変動額		
新株の発行	70,000	35,000
当期純利益又は純損失()	162,959	31,679
当期変動額合計	92,959	3,320
当期末残高	59,729	63,049
純資産合計		
当期首残高	152,689	59,729
当期変動額		
新株の発行	70,000	35,000
当期純利益又は純損失()	162,959	31,679
当期変動額合計	92,959	3,320
当期末残高	59,729	63,049

（重要な会計方針）

項目	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	イ 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、耐用年数は次のとおりです。 建物 8～15年 工具器具及び備品 3～15年
2. 繰延資産の処理方法	イ 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
3. 引当金の計上基準	イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 ロ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

前事業年度まで「流動負債」の「未払金」に含めていた「未払手数料」は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により明瞭に表示するため、当事業年度より「未払手数料」と「その他未払金」として表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払金」に表示していた8,302千円は、「未払手数料」3,133千円、「その他未払金」5,168千円として組み替えております。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

該当事項はありません。

（修正再表示に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

（単位：千円）

前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
1. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。		1. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。	
未収収益	5,430	未収収益	6,417
未払手数料	124	未払手数料	493
その他未払金	4	その他未払金	303

（損益計算書関係）

（単位：千円）

前事業年度 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）		当事業年度 （自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）	
1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。		1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	
関係会社からの投資一任報酬	48,555	関係会社からの投資一任報酬	65,575
関係会社への販売代行手数料	5,268	関係会社への販売代行手数料	4,668
関係会社からのコンサルティング料	5,555	関係会社からのコンサルティング料	5,555
関係会社への地代家賃	10,243	関係会社への地代家賃	8,561
関係会社へのロゴ掲載代	2,310	関係会社への経営指導料	277
		関係会社からの受贈益	10,000

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	20,480	1,400		21,880

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

株主割当増資による新株の発行による増加 1,400株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	21,880	700		22,580

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、株主割当増資による新株の発行によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定して行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	60,574	60,574	
(2) 未収委託者報酬	7,631	7,631	
(3) 未収収益	7,281	7,281	
(4) 立替金	6,108	6,108	
貸倒引当金	3,915	3,915	
資産計	77,680	77,680	
(1) 未払手数料	3,133	3,133	
(2) その他未払金	5,168	5,168	
(3) 未払費用	6,368	6,368	
(4) 預り金	2,872	2,872	
(5) 未払法人税等	2,040	2,040	
負債計	19,583	19,583	

立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払手数料 (2) その他未払金 (3) 未払費用 (4) 預り金 (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	61,720	61,720	
(2) 未収委託者報酬	5,089	5,089	
(3) 未収収益	6,751	6,751	
(4) 立替金	5,682	5,682	
貸倒引当金	3,003	3,003	
資産計	76,239	76,239	
(1) 預り金	1,616	1,616	
(2) 未払手数料	2,387	2,387	
(3) その他未払金	4,137	4,137	
(4) 未払費用	4,181	4,181	
(5) 未払法人税等	1,616	1,616	
負債計	13,939	13,939	

立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 預り金 (2) 未払手数料 (3) その他未払金 (4) 未払費用 (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算後の償還予定額

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	61,720			
未収委託者報酬	5,089			
未収収益	6,751			
合計	73,560			

立替金については、回収予定額が見込めないため記載しておりません。

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	当事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">213,408</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">360</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">1,295</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,003</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産 小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">216,068</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">216,068</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 3px double black; border-bottom: 3px double black;">-</td> </tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	213,408	未払事業税	360	貸倒引当金	1,295	賞与引当金	1,003	繰延税金資産 小計	216,068	評価性引当額	216,068	繰延税金資産の純額	-	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">171,628</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">764</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">926</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">842</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">31</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産 小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">174,191</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">174,191</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産 合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 3px double black; border-bottom: 3px double black;">-</td> </tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	171,628	未払事業税	764	貸倒引当金	926	賞与引当金	842	その他	31	繰延税金資産 小計	174,191	評価性引当額	174,191	繰延税金資産 合計	-	繰延税金資産の純額	-
繰延税金資産																																					
繰越欠損金	213,408																																				
未払事業税	360																																				
貸倒引当金	1,295																																				
賞与引当金	1,003																																				
繰延税金資産 小計	216,068																																				
評価性引当額	216,068																																				
繰延税金資産の純額	-																																				
繰延税金資産																																					
繰越欠損金	171,628																																				
未払事業税	764																																				
貸倒引当金	926																																				
賞与引当金	842																																				
その他	31																																				
繰延税金資産 小計	174,191																																				
評価性引当額	174,191																																				
繰延税金資産 合計	-																																				
繰延税金資産の純額	-																																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="padding-left: 40px;">当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="padding-left: 40px;">税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。</p>																																				
<p>3. 決算日後の法人税等の税率の変更</p> <p style="padding-left: 20px;">「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率が変更されることになりました。</p> <p style="padding-left: 20px;">これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については35.6%から33.1%に、平成28年4月1日以後に開始する事業年度からは32.3%に変更されます。</p> <p style="padding-left: 40px;">なお、この税率変更による影響はありません。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p style="padding-left: 20px;">「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第10号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率等の引下げ等が行われることになりました。</p> <p style="padding-left: 20px;">これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の33.1%から平成28年4月1日以後に開始する事業年度、及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に見込まれる一時差異については、30.6%となります。なお、この税率変更による影響はありません。</p>																																				

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

<関連情報>

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	証券投資 一任報酬	商品投資 一任報酬	投信委託者 報酬	その他	合計
外部顧客 からの収益	49,555	9,296	64,513	5,555	128,921

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

	日本	ケイマン諸島	合計
営業収益	119,624	9,296	128,921

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	ばんせい証券株式会社	BY Premium Company
営業収益	54,110	7,722

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	証券投資 一任報酬	商品投資 一任報酬	投信委託者 報酬	その他	合計
外部顧客 からの収益	65,575	5,211	39,828	5,555	116,171

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

	日本	ケイマン諸島	合計
営業収益	110,959	5,211	116,171

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	ばんせい証券株式会社
営業収益	71,131

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ばんせい証券株式会社	東京都中央区	1,558,250	証券業	なし	投資一任契約 当社投信商品の販売	投資顧問料の受取	48,555	未収収益 未払金	5,430 128
							代行販売手数料の支払	5,268		
							コンサルティング料の受取	5,555		
							地代家賃の支払	10,243		
							ロゴ掲載費用の支払い	2,310		

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 投資顧問料およびコンサルティング料については、それぞれ両者協議の上、決定しております。

3. 代行販売手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

4. 地代家賃については、実際の使用面積を基に算出しています。

5. ロゴ掲載費用については、両者協議の上、負担割合を決定しています。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ばんせいホールディングス株式会社（未上場）

平成26年10月14日付けで、ばんせいホールディングス株式会社は、ばんせい証券株式会社より当社の株式を100%取得しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ばんせいホールディングス株式会社	東京都中央区	1,558,250	持株会社	被所有 100%	資金の援助 経営指導	資金の援助 (注2)	10,000		
							増資の引受 (注3)	35,000		

取引条件および取引条件の決定方針等

(注)1: 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注)2: 当社の資金計画に基づき、両社協議の上、必要な資金援助を受けております。

(注)3: 当社が行った第三者割当増資を1株につき50,000円で引き受けております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ばんせい証券株式会社	東京都中央区	1,558,250	証券業	なし	投資一任契約 当社投信商品の販売	投資顧問報酬の受取(注2)	65,575		
							販売代行手数料の支払(注3)	4,668	未収収益	6,417
							コンサルティング料の受取(注2)	5,555	未払金	493
							地代家賃の支払(注4)	8,561		

取引条件および取引条件の決定方針等

(注)1: 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注)2: 投資顧問料およびコンサルティング料については、それぞれ両社協議の上、決定しております。

(注)3: 販売代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(注)4: 地代家賃については、実際の使用面積を基に算出しています。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ばんせいホールディングス株式会社（未上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額 2,729円87銭	1株当たり純資産額 2,792円29銭
1株当たり当期純損失金額 7,750円68銭	1株当たり当期純損失金額 1,426円08銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益(又は純損失())金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益又は純損失()(千円)	162,959	31,679
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は純損失 ()(千円)	162,959	31,679
普通株式の期中平均株式数(株)	21,025	22,214

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期末 (平成28年9月30日)
区分	注記 番号	
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		61,057
未収委託者報酬		7,311
未収収益		3,586
前払費用		1,338
立替金		4,330
その他		401
貸倒引当金		2,243
流動資産合計		75,782
固定資産		
有形固定資産		
建物		2,204
減価償却累計額		2,204
建物(純額)		-
器具備品		9,772
減価償却累計額		9,440
器具備品(純額)		332
有形固定資産合計		332
無形固定資産		
電話加入権		288
無形固定資産合計		288
投資その他の資産		
前払年金費用		429
投資その他の資産合計		429
固定資産合計		1,049
資産合計		76,831
(負債の部)		
流動負債		
預り金		2,822
未払金		7,602
未払費用		2,148
未払法人税等		1,879
未払消費税等	1	1,442
賞与引当金		2,300
流動負債合計		18,196
負債合計		18,196
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		582,000
資本剰余金		
資本準備金		342,000
その他資本剰余金		1,465
資本剰余金計		343,465
利益剰余金		
その他利益剰余金		866,830
繰越利益剰余金		866,830
利益剰余金計		866,830
株主資本合計		58,635
純資産合計		58,635
負債純資産合計		76,831

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
区分	注記 番号	
営業収益		49,894
営業費用		66,683
手数料等営業経費		29,367
一般管理費	1	39,316
営業損失		18,789
営業外収益		0
営業外費用		52
経常損失		18,841
特別損失		428
減損損失		428
税引前中間純損失		19,269
法人税、住民税及び事業税		144
中間純損失		19,414

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	574,500
当中間期変動額	
新株の発行	7,500
当中間期変動額合計	7,500
当中間期末残高	582,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	334,500
当中間期変動額	
新株の発行	7,500
当中間期変動額合計	7,500
当中間期末残高	342,000
その他資本剰余金	
当期首残高	1,465
当中間期末残高	1,465
資本剰余金合計	
当期首残高	335,965
当中間期変動額	
新株の発行	7,500
当中間期変動額合計	7,500
当中間期末残高	343,465
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	847,415
当中間期変動額	
中間純損失	19,414
当中間期変動額合計	19,414
当中間期末残高	866,830
株主資本合計	
当期首残高	63,049
当中間期変動額	
新株の発行	15,000
中間純損失	19,414
当中間期変動額合計	4,414
当中間期末残高	58,635
純資産合計	
当期首残高	63,049
当中間期変動額	
新株の発行	15,000
中間純損失	19,414
当中間期変動額合計	4,414
当中間期末残高	58,635

重要な会計方針

項目	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、耐用年数は次のとおりです。 建物 8～15年 器具備品 3～15年
2. 繰延資産の処理方法	株式交付費 発生時に全額費用処理しております。
3. 引当金の計上基準	イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社は、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 ロ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 ハ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付費用の計算は、退職給付にかかる中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、当中間会計期間末においては、退職給付債務よりも年金資産が超過しているため、超過部分について前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成28年9月30日)
1. 消費税等の取り扱い 仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1. 減価償却実施額 有形固定資産 204千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	22,580	300	-	22,880

（変動事由の概要）

新株の発行により、300株増加しております。

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.配当に関する事項

該当事項はありません。

4.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間末（平成28年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成28年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	61,057	61,057	
(2) 未収委託者報酬	7,311	7,311	
(3) 未収収益	3,586	3,586	
(4) 立替金	4,330	4,330	
貸倒引当金	2,243	2,243	
差引	2,087	2,087	
資産計	74,042	74,042	
(1) 預り金	2,822	2,822	
(2) 未払金	7,602	7,602	
(3) 未払費用	2,148	2,148	
(4) 未払法人税等	2,244	2,244	
(5) 未払消費税等	1,442	1,442	
負債計	16,260	16,260	

立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 預り金 (2) 未払金 (3) 未払費用 (4) 未払法人税等 (5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成28年9月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末（平成28年9月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間末（平成28年9月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当中間会計期間末（平成28年9月30日）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間末（平成28年9月30日）
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

当中間会計期間末（平成28年9月30日）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当中間会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）
当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

<関連情報>

当中間会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	証券投資 一任報酬	商品投資 一任報酬	投信委託者 報酬	その他	合計
外部顧客 からの収益	33,270	1,238	12,608	2,777	49,894

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	ばんせい証券株式会社
営業収益	36,047

（ 1株当たり情報）

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

<1株当たり純資産額>

当中間会計期間末 (平成28年9月30日)	
1株当たり純資産額	2,562.72円

<1株当たり中間純損失金額>

当中間会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	
1株当たり中間純損失金額	855.36円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	

（注）1株当たり中間純損失算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
中間純損失金額（千円）	19,414
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純損失（千円）	19,414
普通株式の期中平均株式数（株）	22,698

（重要な後発事象）

第三者割当増資（普通株式発行）

当社は、平成28年10月20日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行に関し以下のとおり決議いたしました。

1. 新株式発行要領

- | | |
|------------------|--|
| （1）株式の種類及び新株式発行数 | 普通株式 492株 |
| （2）発行価額 | 1株につき金50,000円 |
| （3）発行価額の総額 | 24,600,000円 |
| （4）資本組入額 | 1株につき金25,000円 |
| （5）申込期日 | 平成28年10月28日（金） |
| （6）払込期日 | 平成28年10月28日（金） |
| （7）新株券交付日 | 申込をすることにより、その所有する株式46.5株に対し1株の割合による募集株式の割当を受ける権利を与えます。 |
| （8）割当先及び割当株式数 | ばんせいホールディングス株式会社 492株 |

2. 増資資金の使途

業績回復及び事業基盤立て直しのための運転資金に充当いたします。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	3,420億円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成28年3月末日現在

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
藍澤証券株式会社	8,000百万円	
安藤証券株式会社	2,280百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
ニュース証券株式会社	1,000百万円	
日の出証券株式会社	4,650百万円	
丸八証券株式会社	3,751百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	

平成28年3月末日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

<再信託受託者の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

受託者

該当事項はありません。

販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されています。

（提出年月日）	（書類名）
平成28年9月20日	有価証券届出書の訂正届出書、有価証券報告書
平成28年11月29日	有価証券届出書の訂正届出書、臨時報告書
平成28年12月19日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成28年5月27日

ばんせい投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	曾我 隆二
代表社員 業務執行社員	公認会計士	葛西 晋哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているばんせい投信投資顧問株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ばんせい投信投資顧問株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月17日

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル資源エネルギーファンドの平成28年6月21日から平成28年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル資源エネルギーファンドの平成28年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、委託会社は、平成28年11月11日に信託約款第41条第1項の規定に基づき、当ファンドの繰上償還の手続きを進めることを決定し、当ファンドは、平成29年1月12日に繰上償還した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月27日

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 曾我 隆二 印代表社員
業務執行社員 公認会計士 葛西 晋哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているTORANOTEC 投信投資顧問株式会社（旧社名 ばんせい投信投資顧問株式会社）の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社（旧社名 ばんせい投信投資顧問株式会社）の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年10月20日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。